都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業
公募型プロポーザル

実　施　要　領

令和６年 10 月

長 野 市

目　次

Ⅰ　事業の趣旨と概要　・・・・・・・・・　1

1　趣旨
2　事業の概要
3　設計者及び施工者選定の概要について

Ⅱ　参加資格について　・・・・・・・・・　4

1　プロポーザルへの参加について
2　参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について
3　参加資格に関する質疑について

Ⅲ　技術提案書について　・・・・・・・・・　10

1　技術提案書の作成について
2　技術提案書の提出について
3　技術提案書に関する質疑について

Ⅳ　審査方法について　・・・・・・・・・　13

1　技術提案書の審査について
2　審査の手順について
3　審査結果の公表及び通知について

Ⅴ　契約について　・・・・・・・・・　16

1　契約方法について
2　契約の手続きについて
3　価格等の交渉について
4　その他

Ⅵ　その他の注意事項　・・・・・・・・・　18

1　提出書類の取扱いについて
2　提出書類の作成及び提出等に関する費用について
3　事業等の変更及び中止について

Ⅶ　参考資料等　・・・・・・・・・　19

1　別冊資料等及び様式一覧

Ⅰ　事業の趣旨と概要

1　趣旨

本事業は、一級河川裾花川に架かる老朽化した相生橋を、現位置に架け替える事業であるが、本路線は中心市街地にアクセスする重要道路であり、工事中の長期にわたる通行止めが困難なため、仮橋・仮設道路の検討及び計画が重要であることや、現橋に共架するライフラインの移設、送電鉄塔との近接工事など、施工方法・施工期間等にかかる制約が非常に多い現場である。

このような条件下では、高度な技術力を有する施工者の具体的な計画に基づく設計が必要不可欠であることから、多種多様な構造及び独自の最新技術や施工方法について、施工者から幅広く提案を求め、最も優れた技術提案者を選定できる、プロポーザル方式にて設計者・施工者を選定する。

本実施要領は、設計者・施工者を選定するにあたり、必要な参加資格と審査方法等を提示するとともに、仕様の前提となる条件を提示して、募集に参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

2　事業の概要

(1) 事業名称

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

場　所　　長野市大字中御所
　　長野市大字小柴見

(3) 事業主体

長野市

(4) 事業内容

ア　業務内容
　設計・施工一式
　(ｱ) 設計業務（新たな測量、地質調査等が必要な場合はそれらを含む。）
　(ｲ) 建設工事（仮設及び撤去工事を含む。）

イ　設計業務及び建設工事について、要求する条件等は**「条件提示書」**に定める。

ウ　事業期間
　設計業務の契約日から、建設工事とその検査を含め、**令和 13 年 3 月**までとする。

ただし、設計業務の期限は令和８年３月 31 日とする。
※技術提案及び実施設計に基づき価格等交渉時、工事の工期を短縮する場合がある。

エ　設計業務の契約限度額は、60,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

オ　建設工事の参考額は、1,640,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
※参考額は上限を拘束するものではなく、技術提案に際しての工事規模の目安である。

カ　設計業務及び建設工事の最低制限価格は、設定しないものとする。

キ　建設工事の契約は、設計業務完了後に、市と工事価格等の交渉が成立した場合に契約となる。

３ 設計者及び施工者選定の概要について

(1) 公募型プロポーザル（設計交渉・施工タイプ）について

本事業は、参加表明書を提出した者のうち、参加資格が確認された者に対して、技術提案書の提出要請を行い、審査において評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者と実施設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する「公募型プロポーザル（設計交渉・施工タイプ）」の試行対象事業である。

選定後の契約は、「長野市公契約等基本条例」（令和３年４月施行）を遵守する。

(2) スケジュール

項目	日程	表記ページ
実施要領の公告	令和６年10月３日（木）	－
現地説明会の受付	令和６年10月11日（金）から 令和６年10月18日（金）まで	P. 3
現地説明会の開催	令和６年10月23日（水）	P. 3
参加資格に関する質問書の受付	令和６年10月24日（木）から 令和６年11月１日（金）まで	P. 9
参加資格に関する質問書への回答	令和６年11月８日（金）	P. 9
参加表明書・誓約書の受付	令和６年11月18日（月）から 令和６年11月22日（金）まで	P. 8
参加資格等の結果通知	令和６年11月28日（木）まで	P. 8
技術提案書に関する質問書の受付	令和６年12月２日（月）から 令和６年12月12日（木）まで	P. 12
技術提案書に関する質問書への回答	令和６年12月20日（金）	P. 12

技術提案書の提出	令和７年１月24日（金）から 令和７年２月４日（火）まで	P.11
プレゼンテーションの実施 提案内容の評価、優先交渉権者の決定	令和７年２月19日（水）	P.14
設計業務委託の契約、基本協定書締結	令和７年５月頃（予定）	－
価格交渉等、合意	令和８年３月頃（予定）	
工事契約締結　仮契約	令和８年４月頃（予定）	
工事契約締結　本契約	令和８年６月頃（予定）	

※スケジュールについては、都合により変更する場合がある。

(3) 連絡先

本件に関する連絡先は以下のとおり。また、本事業の設計者及び施工者選定の手続きに係る書類等はすべて以下の連絡先に提出すること。

〔連絡先〕
長野市 都市整備部 都市計画課 建設担当
〒３８０－８５１２　長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（長野市役所第二庁舎５階）
TEL：026-224-7792（直通）　　FAX：026-224-5111
E-mail：toshikei@city.nagano.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/7/2/7/6/1/index.html
※長野市公式ホームページの「MENU」からアクセスする場合は、以下を参照のこと。
MENU 〉しごと・産業 〉入札・契約 〉担当課が実施する入札・契約等 〉プロポーザル 〉募集

(4) 現地説明会

ア　実施日時　　令和６年 10 月 23 日（水）午後１時 30 分から午後４時 30 分頃まで

イ　集合場所　　長野市安茂里支所　２階　集会室

ウ　参加人数　　１事業者３名まで

エ　受付期間　　令和６年 10 月 11 日（金）から令和６年 10 月 18 日（金）午後４時まで

オ　参加申込　　希望者は、「会社名」「氏名」「連絡先」を記入のうえ、電子メールにて申し込むとともに、平日の午前９時から午後４時までに着信確認の電話連絡をすること。なお、電子メールの件名は「現場説明会の参加申し込みについて」とすること。

参加人数を制限する場合は、事務局よりその旨を連絡する。

Ⅱ　参加資格について

1　プロポーザルへの参加について

本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できる者は、設計者と施工者が連帯して自主結成した共同企業体で、参加表明書・誓約書を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

なお、共同企業体の構成及び共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の参加資格については、以下の要件を満たすものとする。

（1）共同企業体の構成

ア　共同企業体は、橋梁下部工施工者、橋梁上部工施工者及び設計者を含む構成員３者以上で構成するものとし、同一の法人が兼ねることはできない。

イ　共同企業体の代表者は、橋梁下部工施工者又は橋梁上部工施工者のいずれかの者が務めるものとする。

ウ　共同体の構成員として、１者以上は次の条件をすべて満たすこと。

(ｱ) 令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に、長野市の住所が記載されていること。

(ｲ) 建設工事業について、特定建設業の許可を有していること。

(ｳ) １級土木施工管理技士の資格を有している者を、主任技術者として本事業の当該工事に専任で配置できること。

エ　工事に関する共同企業体の出資比率は、「長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を準用する。

オ　共同企業体の代表者における主任技術者は、実施設計の契約締結日の翌日から工事完了まで本工事に専任で配置すること。なお、現場代理人と兼ねることができる。

カ　工事の中断又は休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断又は休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

（2）橋梁下部工施工者に必要な要件

参加資格を有する者は、以下の要件すべてに該当する者とする。

ア　令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、土木一式工事の資格を有しており、本店情報又は委任先情報に長野市の住所が記載されていること。

イ　建設工事業について、特定建設業の許可を有していること。

ウ　最新の経営事項審査結果通知における、土木一式工事に係る総合評価値が 1,000 点以上であること。

エ　平成 25 年度以降に、元請け（共同企業体の場合は代表者とする。）として、一級河川内で橋長 50m以上の橋梁の橋台及び橋脚の施工実績を有していること。

オ　１級土木施工管理技士の資格を有している者を主任技術者として、工事契約締結後の実際の施工期間において、本事業の当該工事に専任で配置できること。

（3）橋梁上部工施工者に必要な要件

参加資格を有する者は、以下の要件すべてに該当する者とする。

ア　令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、鋼構造物工事または土木一式工事の資格を有していること。

イ　建設工事業について、特定建設業の許可を有していること。

ウ　最新の経営事項審査結果通知における、上記アの資格に係る総合評価値が 900 点以上であること。

エ　平成 25 年度以降に、元請け（共同企業体の場合は代表者とする。）として、一級河川内で橋長 50m以上の橋梁上部工の施工実績を有していること。

オ　１級土木施工管理技士の資格を有している者を主任技術者として、工事契約締結後の実際の施工期間において、本事業の当該工事に専任で配置できること。

（4）設計者に必要な要件

参加資格を有する者は、以下の要件すべてに該当する者とする。

ア　令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、建設コンサルタントの資格を有していること。

イ　平成25年度以降に、元請けとして、橋長50m以上の上部工及び下部工（橋台・橋脚）の橋梁設計を完了した実績を有していること。

ウ　管理技術者及び照査技術者のうち、一方は技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）、他方は技術士 建設部門（土質及び基礎）の資格を有している者を設計業務委託履行期間において配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。

（5）すべての構成員に共通して必要な要件

参加資格を有する者は、実施要領の公告の日において、以下の要件すべてに該当する者とする。また、市と契約を締結するまでの間に、以下の要件をひとつでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しないこと。

イ　長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年５月１日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

オ　長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

カ　本事業において同時に２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

キ　実施要領の公告日以前において３箇月以上の雇用関係がある技術者を、本事業に専任で配置できること。

（6）技術者の兼任について

配置予定技術者の兼任は以下とする

技術者	現場代理人	主任又は監理（下部）	主任又は監理（上部）	設計管理技術者	設計照査技術者
現場代理人		○	○	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 （橋梁下部工）	○		×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 （橋梁上部工）	○	×		×	×
設計管理技術者	×	×	×		×
設計照査技術者	×	×	×	×	

兼任可：○　兼任不可：×

（7） 参加等に係る制限事項（すべての構成員に共通）

すべての構成員に共通する制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

ア　参加表明書等及び技術提案書の提出は、共同企業体１者につき１点に限るものとする。

イ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号及び第４号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。

ウ　一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。

【役員の定義】

(ｱ) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

(ｲ) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)

(ｳ) 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

エ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合。

【管財人の定義】

会社更生法第67 条第１項又は民事再生法第64 条第２項の規定により選任された管財人

オ　共同企業体全ての構成員が、担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年未満の場合。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について

本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 参加表明書・誓約書の提出

ア　提出期間　　令和６年 11 月 18 日(月）から令和６年 11 月 22 日(金）午後４時まで

イ　提 出 先　　Ⅰ－３－(3）に記載する連絡先

ウ　提出書類及び提出部数

(ｱ) 参加表明書・誓約書（様式－１）　　１部（共同企業体として）

(ｲ) 工事施工実績（会社実績）調書（様式－２）　１部（契約書等のコピーを添付）

(ｳ) 設計業務実績（会社実績）調書（様式－３）　１部（契約書等のコピーを添付）

エ　提出方法　　紙面により、持参（平日の午前９時から午後４時まで）又は、郵送（提出期限日の午後４時までに必着）で提出すること。

オ　そ の 他　　・共同企業体として提出を行うこと。
・指定の様式（様式－１、２、３）は、Ⅰ－３－(3)に記載するＵＲＬからダウンロードすること。

(2) 参加資格等の確認及び結果通知

ア　参加表明書等を提出した者について、提出した書類の記載内容を確認し、Ⅱ－１に定める参加資格の要件に該当すること及び制限事項に抵触しないこと等を確認する。

イ　上記の確認に当たり参加表明書等を提出した者に対し、問合せを行う場合がある。

ウ　確認の結果、要件等をすべて満たしている者を、本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）とし、その旨を電子メールで代表者に通知するとともに、技術提案書に添付する整理番号を交付する。

エ　確認の結果、要件等を満たさない者に対し、本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できない旨及びその理由を、電子メールで代表者に通知する。

オ　上記エの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して５日以内（土曜日及び休日を除く）に、書面（Ａ４版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。

カ　上記オの受付け場所はⅠ－３－(3)に記載する連絡先とし、受付時間は平日の午前９時から午後４時までとする。

キ　上記オに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に（土曜日及び休日を除く）書面にて回答する。

3 参加資格に関する質疑について

実施要領Ⅱ－１に定める参加資格について、疑義がある場合には、以下により「参加資格に関する質問書」（様式－４）を提出できるものとする。

(1) 参加資格に関する質問書の受付

ア　提出期間　　令和６年 10 月 24 日(木) から令和６年 11 月１日(金)午後４時まで

イ　提 出 先　　Ⅰ－３－(3) に記載する連絡先

ウ　提出方法　　指定の様式(様式－４)に記載のうえ、電子メールに添付して送信すること。

エ　そ の 他　　(ｱ) 電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
(ｲ) 電子メールの件名は「プロポーザル参加資格に関する質問」とすること。
(ｳ) 電子メールのデータ容量は１通当たり５メガバイト以内とすること。
(ｴ) 指定の様式（様式-４）は、Ⅰ－３－(3)に記載するＵＲＬからダウンロードすること。
(ｵ) 質問の内容について、不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和６年 11 月８日（金）までに長野市ホームページ（ＵＲＬは、Ⅰ－３－(3) のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅲ　技術提案書について

1　技術提案書の作成について

技術提案書は以下の要件を考慮し作成するものとする。

（１）　本事業に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本事業における施工方法として適正であるものとする。

（２）　技術提案に当たっては、提案する施工方法の成立性、妥当性を確認したうえで、技術提案を行うこと。

（３）　提案する施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとする。

(1) 技術提案書の作成方法

ア　審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。

イ　様式の右上に、Ⅱ－２－(2)－ウ に定める通知において交付した整理番号を記載すること。

ウ　使用する様式・サイズは以下のとおりとし、枚数は定めない。また、下記の⑤～⑨については、項目毎に作成する必要はなく、関連する内容はまとめてもよい。

① 技術提案書の要点　・・・・　技術提案書（様式―５）
② 設計業務委託費　・・・・　技術提案書（様式―５）
③ 概算工事費　・・・・　技術提案書（様式―５）
④ 想定事業期間　・・・・　技術提案書（様式―５）
⑤ 施工計画　・・・・　様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

※施工計画には以下の内容を必ず記載すること

・実施設計時から工事完了までの全体工程表

・概略施工ステップ図

⑥ 全体一般図　・・・・　様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

※全体一般図には以下の内容を必ず記載すること

・全体平面図、側面図、断面図

・構造の概要説明（橋梁の成立性が確認できるもの）

⑦ 交通管理・安全管理　・・・・　様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）
⑧ 周辺環境への配慮　・・・・　様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）
⑨ その他　・・・・　様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

(2) 体裁

ア　表紙には「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業　技術提案書」と記載すること。

イ　表紙の次ページに目次を付すこと。

(3) 資料提供

ア　本事業の参考資料を希望する者に貸し出しを行う。ただし、参考資料の内容確認、技術提案及び業務等への採用は、参加者の責任において行うこと。

参考資料：橋梁予備設計報告書、道路詳細設計・路線測量・土質調査報告書、
地下埋設物調査資料、周辺の三次元点群データ、その他資料

イ　資料提供期間　令和６年10月４日(金)から令和６年11月29日（金）まで
（ただし、平日の午前９時から午後４時までとする）
※三次元点群データについては令和６年12月下旬に提供予定

ウ　提供方法　希望者に１日を限度に関係資料の貸出しを行う。

エ　提供場所　Ⅰ－３－(3) に記載する連絡先

オ　提供申込　貸出しを希望する者は、Ⅰ－３－(3) に記載する連絡先へ事前に申込むこと。

2 技術提案書の提出について

(1) 提出期間

令和７年１月 24 日（金）から令和７年２月４日(火)午後４時まで

(2) 提出先

Ⅰ－３－(3) に記載する連絡先

(3) 提出方法

ア　技術提案書は以下の部数を提出すること。

(ｱ)　正本　　１部　　※ 表紙（様式任意、参加者の名称を記載）を付けること。

(ｲ)　副本　　12 部　　※ 表紙は付けないこと。

(ｳ)　電子データ　１枚　　※ 提出用電子媒体はＣＤ－Ｒ等。データ形式については PDF とする。

イ　持参（平日の午前９時から午後４時まで）又は、郵送（提出期限日の午後４時までに必着）により提出すること。

ウ　その他

(ｱ) 技術提案書以外の書類及び図面等は受理しない。

(ｲ) 指定の様式（様式－５）はⅠ-３-(3)に記載するＵＲＬからダウンロードすること。

(ｳ) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(ｴ) 提案内容について不明な点等がある場合は、提案者に対し事務局から確認を行う。

(ｵ) 提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。

３ 技術提案書に関する質疑について

技術提案書の作成に当たり、疑義がある場合には、以下により「技術提案書に関する質問書」（様式－６）を提出できるものとする。

(1) 技術提案書に関する質問書の受付

ア　提出期間　　令和６年 12 月２日（月）から令和６年 12 月 12 日（木）午後４時まで

イ　提 出 先　　Ⅰ-３-(3) に記載する連絡先

ウ　提出方法　　指定の様式(様式－６)に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。
なお、図面等添付は可とするが、PDF 及び Word、Excel の 2016 以降のバージョンとすること。

エ　そ の 他　　(ｱ) 電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
(ｲ) 電子メールの件名は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。
(ｳ) 質問書の提出は、各共同企業体の代表者のみができるものとする。
(ｴ) 電子メールのデータ容量は１通当たり５メガバイト以内とすること。
(ｵ) 指定の様式（様式－６）は、Ⅰ-３-(3)に記載するＵＲＬからダウンロードすること。

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和６年 12 月 20 日(金)までに長野市ホームページ（ＵＲＬは、Ⅰ-３-(3) のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領及び条件提示書の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅳ　審査方法について

1　技術提案書の審査について

（１）審査は、「長野市都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業設計者及び施工者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、本施工箇所の現場特性を考慮し、技術的な観点より「別表１」「別表２」に示す評価項目及び評価方法に基づき、本事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書等について総合的な審査を行い、最も優れた技術提案を行った参加者を最優秀者、次順位を優秀者として選定する。

なお、選定委員会は次にかかげる委員で構成する。

担任副市長、都市整備部長、建設部道路課長、建設部河川課長、建設部維持課長
都市整備部公園緑地課長、都市整備部まちづくり課長、都市整備部市街地整備課長

（２）審査の流れは、以下に示すとおりである。

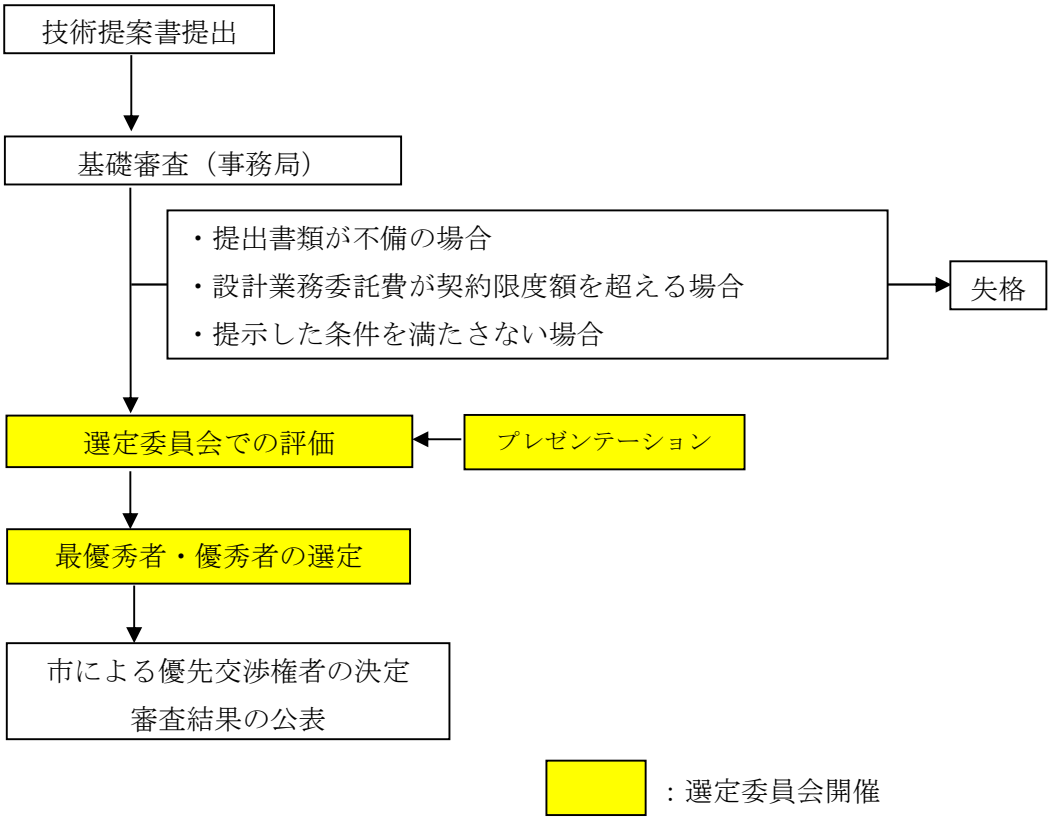

2　審査の手順について

（１）技術提案書審査

ア　基礎審査

(ｱ) 市は、参加者に求めた技術提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類が不備の場合は、失格とする。

(ｲ) 市は、設計業務見積額が契約限度額を超えていないことを確認する。契約限度額を超える場合は、失格とする。

(ｳ) 市は、技術提案書類に記載された内容が、本実施要領及び条件提示書に示す条件について違反の無いことを確認する。提出書類が条件を満たさない場合は、失格とする。

イ　評価

(ｱ)　選定委員会の各委員は、参加者から提出された技術提案書、プレゼンテーション等により、「別表１」の評価項目の内容について、各項目の評価の視点から評価を行い、「別表２」の評価基準によりそれぞれ採点を行う。

(ｲ)　各委員の評価項目毎の得点により、合計得点を算出する。

ウ　プレゼンテーションの実施

選定委員会は評価を行うにあたり、提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

(ｱ)　実施日時　令和７年２月19日（水）午後１時から

(ｲ)　実施場所　長野市大字鶴賀緑町1613番地　長野市役所第一庁舎７階　第一委員会室

(ｳ)　プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく指定時刻に遅れた場合は失格とする。

(ｴ)　参加者は技術提案書等に基づきパワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは技術提案書の補足説明であり、提出書類にない提案を新たに盛り込み説明することはできない。

(ｵ) プレゼンテーションの持ち時間、質疑応答時間、参加人数、参加者で用意するもの等の詳細については、別途、参加者に通知する。

（２）最優秀者及び優秀者の選定

最優秀者、優秀者の選定方法は以下のとおりとする。

ア　委員毎に合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

イ　順位により順位得点を配点する（順位得点は「第１位」３点、「第２位」１点）。

ウ　各委員の順位得点を集計し、得点が最も高い参加者を最優秀者、次点を優秀者として選定する。ただし、得点が最も高い参加者が複数ある場合は、委員の協議により選定するものとする。

（3）その他

次に該当する場合は失格とする。

ア　選定委員に対し本事業のプロポーザルに関する接触を求めた場合

イ　選定委員毎の合計得点の平均値が 60 点に満たない場合

ウ　その他、選定委員会が不適格と認めた場合

3　審査結果の公表及び通知について

（1）審査結果の公表及び通知

審査結果については、選定委員会終了後速やかに公表するとともに、参加者すべてに対して以下のとおり通知する。

ア　最優秀者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

イ　優秀者として選定された者と最優秀者及び優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ　上記イの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して５日以内（土曜日及び休日を除く）に、書面（Ａ４版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。

エ　上記ウの受付け場所は、Ⅰ－３－(3)に記載する連絡先とし、受付時間は平日の午前９時から午後４時までとする。

オ　上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して５日以内（土曜日及び休日を除く）に行うものとする。

（2）最優秀者及び優秀者の取扱い

審査の結果、最優秀者に選定された者は、本事業の契約に関する優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、Ⅳ－２－(3)に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は、当該優先交渉権を取り消し、優秀者を優先交渉権者として、契約のための交渉を行うものとする。

このため、優先交渉権者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（Ａ４版様式任意）を、Ⅰ－３－(3)に記載する連絡先まで持参すること。

Ⅴ　契約について

1　契約方法について

本事業実施にあたっての契約は、以下のとおり行うものとする。

(1) 設計業務は、事業者と随意契約を行うものとする。

(2) 建設工事は、設計業務終了後に、市と事業者による工事価格等の交渉が合意した場合に、事業者の中から設計業者を除いた共同企業体に随意契約を行うものとする。

2　契約の手続きについて

(1)　契約手続きは、長野市契約規則（昭和 60 年３月 11 日　規則第４号）及び関係規程の定めるところによる。

(2)　実施設計の契約に合わせて、以下の協定を締結するものとする。
都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業の実施設計及び価格等交渉に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）

(3)　優先交渉権者（以下「事業者」という。）は、市が指定する期日までに実施設計見積書を作成し提出すること。提出された見積金額が、Ⅰ－２－(4)-エで示す設計業務の契約限度額を超えないことを確認したのち、設計業務委託に関する契約を締結する。

(4)　実施設計業務完了後、事業者は本工事の工事見積書を作成し提出すること。提出された見積金額について、市が積算基準にて検証し、適正と判断した場合は、建設工事請負仮契約を締結し、議会の承認をもって当該仮契約を本契約とする。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合、事業者は市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

3　価格等の交渉について

(1) 工事契約の締結に向けた価格等の交渉の手続き等については、基本協定書による。

(2) 交渉が不成立となった場合の手続

ア　手続

(ｱ) 工事費内訳書の総額が、実施設計にて作成した設計成果物の内容を反映して、市が積算した交渉目標価格に対して著しく乖離がある場合で、改善の余地がない場合は、工事価格交渉を不成立とする。

(ｲ) 交渉が不成立となった場合には、事業者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、事業者になった旨を通知する。

(ｳ) 交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、基本協定書の締結及び実施設計の契約の相手方の決定に係る手続を行うものとする。

イ　設計成果物の取扱い

(ｱ) 発注者及び事業者との間で工事価格等の交渉の不成立が確定した場合においても、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の受注者の設計成果を参考にすることができるものとする。

(ｲ) 発注者及び事業者の間で工事価格等の交渉の不成立が確定した場合において、設計成果に事業者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される権利（以下「特許権等」という。）が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等(ｱ)に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、事業者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

4 その他

(1)　市と契約した事業者の有効期間は、本事業の完了後 24 箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、契約不適合責任がある場合には、構成員が連帯してその責めを負う。

(2)　本事業のために結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった者の有効期間は、建設工事の契約が締結された時をもって終了するものとする。

(3)　本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする

(4)　市は事業者が設計業務委託契約締結後にⅡ－１－(5)の要件に該当した場合、設計業務委託の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、優先交渉権を失い、締結された基本協定書は効力を失うものとする。

(5)　市は、事業者が本工事の仮契約の締結の日から議会の議決までの間に、Ⅱ－１－(5)の要件に該当した場合、仮契約を解除することができる。

Ⅵ　その他の注意事項

1　提出書類の取扱いについて

(1) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返還しない。

(2) 市は、提出された技術提案書は、選定及び選定結果の公表以外の目的で無断使用しない。

(3) 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日長野市条例第 30 号）に基づき、開示等を行う。

(4) 市は、選定結果の公表方法として、ホームページでの公表を予定している。

2　提出書類の作成及び提出等に関する費用ついて

提出書類の作成及び提出、その他、プロポーザルに関する一切の費用について、市は負担しないものとする。

3　事業等の変更及び中止について

(1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

(2) 設計者及び施工者選定の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

(3) 設計着手後、事業者の責によらない事象により変更が生じ、結果として選定されなかった事業者の提案内容と同様の内容になったとしても、事業者の変更は行わない。

Ⅶ　参考資料等

1　別冊資料等及び様式一覧

（1） 別冊及び添付資料

資料No.	名　　称	交付方法	摘　要
―	条件提示書	実施要領と同時	

（2） 参加表明に関する様式

様式No.	名　　称	交付方法	交付開始日
様式－１	参加表明書・誓約書	ホームページに掲載	令和６年 10 月３日
様式―２	工事施工実績（会社実績）調書		
様式－３	設計業務実績（会社実績）調書		
様式－４	参加資格に関する質問書		

（3） 技術提案書に関する様式

様式No.	名　　称	交付方法	交付開始日
様式－５	技術提案書	ホームページに掲載	令和６年 10 月３日
様式－６	技術提案書に関する質問書		

別表1　技術提案書の評価項目と配点表

評価項目	評価の視点	配点
1．概算工事費	・工事費抑制のためのコスト管理に関する工夫	10 点
	※別表２の①評価基準により算定し得点とする。	
2．工程計画	・本線の車線規制等を極力短縮する工夫 ・施工方法の工夫、効率化により短縮されているか ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	15 点
	※別表２の②評価基準により採点 ６段階評価した採点を３倍したものを得点とする。	
3．施工計画	・河川内の仮締切方法（工期短縮、河川阻害率低減の工夫） ・仮設土留め工（安全性、施工性の工夫） ・既存橋撤去方法 ・橋台の施工方法 ・橋脚の施工方法 ・上部工の架設方法 ・中電鉄塔などの制限を考慮した施工方法 ・土質・地質条件を踏まえた計画か ・占用物件の移設方法 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	35 点
	※別表２の②評価基準により採点 ６段階評価した採点を７倍したものを得点とする。	
4．交通管理 安全管理	・施工中の歩行者、車両の交通及び安全確保 ・安全管理に関する特筆すべき配慮、工夫 ・現道交通への影響の最小化に有効な施工方法 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	25 点
	※別表２の②評価基準により採点 ６段階評価した採点を５倍したものを得点とする。	
5.周辺環境への配慮	・沿道環境（騒音・振動等）への配慮、工夫 ・自然環境への配慮、工夫 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	10 点
	※別表２の②評価基準により採点 ６段階評価した採点を２倍したものを得点とする。	
6．その他	・技術者の追加配置（技術士 施工計画部門など） ・上記以外の評価できる内容	５点
	※別表２の②評価基準により採点 ６段階評価した採点を得点とする。	

別表2 技術提案書の評価方法

① 工事費の評価基準

工事費に対する得点は、次の計算式により算定する。

$$\text{配点} \times \left(\frac{\text{最も低い事業費}}{\text{当該応募者の事業費}} \right) = \text{得点}$$

※得点結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。
※「別表１」評価項目の「１．概算工事費」が対象となる。

② 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	５点
優れている	４点
標準的	３点
標準より劣る	２点
標準より著しく劣る	１点
評価に値しない	０点

※「別表１」評価項目の「２．工程計画」「３．施工計画」「４．交通管理 安全管理」「５．周辺環境への配慮」「６．その他」が対象となる。

様式－１

参加表明書・誓約書

今般、都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業を共同連帯して、設計及び施工するため○○○○株式会社を代表者とする共同企業体を結成したので、設計者及び施工者選定に係るプロポーザルへの参加を表明します。

なお、「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業 公募型プロポーザル実施要領」のⅡ－１に定める要件を充たしていること、並びに提出書類の記載事項はすべて相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

長野市長　荻 原　健 司　様

共同企業体の名称　　○○・○○・○○・○○・○○共同企業体

共同企業体代表者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

TEL

共同企業体設計者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

TEL

様式－１

共同企業体の名称　　○○・○○・○○・○○・○○共同企業体

共同企業体構成員

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

TEL

共同企業体構成員

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

TEL

担当者連絡先	商号又は名称	（共同企業体代表者）株式会社
	部署及び役職	
	氏　　名	
	TEL：	Fax：
	E-mail：	

様式－２

工事施工実績（会社実績）調書

工　事　名	
工　事　場　所	
施　工　体　制	単独　　共同企業体　　（いずれかに○印）
施　工　内　容	
竣　　工	年　　月　　日
契　約　金　額	円
発　　注　　者	

（注１）工事施工内容は、「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業公募型プロポーザル実施要領」のⅡ－１－(2)－エ及びⅡ－１－(3)－エ に定める要件が確認できるよう、具体的に記入すること。

（注２）記入した業務の請負契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

様式－３

設計業務実績（会社実績）調書

設 計 委 託 名	
河　川　名	
河川法許可申請先	
設計業務内容	
実施設計完了	年　　月　　日
工　事　竣　工	年　　月　　日
契　約　金　額	円
発　　注　　者	

設計者に必要な資格（予定担当者）調書

氏　　名	資　　格
	技術士　建設部門（鋼構造及びコンクリート）
	技術士　建設部門（土質及び基礎）

（注１）設計業務内容は、「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業公募型プロポーザル実施要領」のⅡ－１－(4)－イ、ウ、エ に定める要件が確認できるよう具体的に記入すること。

（注２）記入した業務の請負契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。

（注３）資格者証のコピーを添付すること。

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

様式－４

令和　　年　　月　　日

参加資格に関する質問書

長野市長　荻 原 健 司　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

担 当 者 名
所 属 部 署
Ｔ Ｅ Ｌ
E-mail

「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業」設計者及び施工者選定に係るプロポーザルの参加資格について疑義がありますので、質問書を提出します。

質　問　1	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　2	該当資料名	
	該当ページ	

様式－４

参加資格に関する質問書

会社名

（商号又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質　問　3	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　4	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　5	該当資料名	
	該当ページ	

質問が５を超える場合は、上記様式に準じて作成し、質問番号を付番の上、提出すること。

様式－５

整理番号：

技 術 提 案 書

① 技術提案書の要点

＊内容については自由記載

様式－５

② 設計業務委託費

項　　目	金　　額	摘　　要
測　量	円	
地質調査	円	
設　計	円	
計	円	
消費税相当額	円	
合　計	円	6,000 万円以内

＊積算根拠（歩掛り等）は別添資料として、明らかにすること。

③ 概算工事費

項　　目	金　　額	摘　　要
工事費	円	橋梁付属物、仮設、撤去を含む全ての工事費
消費税相当額	円	
合　計	円	

＊提案する施工方法に基づき、内訳書を添付すること。

④ 想定事業期間

項　　目	期　　間	摘　　要
設計完了	年　　月	
工事着手	年　　月	議会承認を得るため、設計完了後 3 カ月以上経過後の、3 月、6 月、9 月、12 月の月末を想定すること
工事完了	年　　月	河川内の施工可能月は 11 月～5 月 書類作成、工事検査（書類提出後 14 日以内）を含む 令和 13 年（2031 年）３月以内

様式－６

令和　　年　　月　　日

技術提案書に関する質問書

長野市長　荻 原　健 司　様

共同企業体の名称　　○○・○○・○○・○○・○○共同企業体

共同企業体代表者
所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

担 当 者 名
所 属 部 署
Ｔ Ｅ Ｌ
E-mail

「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業」設計者及び施工者選定に係るプロポーザルの技術提案書作成について疑義がありますので、質問書を提出します。

質　問　1	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　2	該当資料名	
	該当ページ	

様式－６

技術提案書に関する質問書

共同企業体の名称

○○・○○・○○・○○・○○共同企業体

質　問　3	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　4	該当資料名	
	該当ページ	
質　問　5	該当資料名	
	該当ページ	

質問が５を超える場合は、上記様式に準じて作成し、質問番号を付番の上、提出すること。